

# あなたの乗っている その「モペット」 自賠償に 入っていますか？

## モペットとは？

ペダル及びモーターを備える車両のうち

スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの

駆動補助付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



**モペットも自賠償の加入が必要です！**

モペットにも自賠償の加入義務があることをご存知ですか？

モペットは自動車や原付に該当するため、  
乗る前に必ず自賠償の加入をお願いいたします。

**自賠償未加入での公道走行は法令違反です！**

自賠償未加入での公道走行は、法令違反となり、

1年以下の懲役または  
50万円以下の罰金が科されます。



国土交通省

[自賠償について詳しくはこちら](#)

